

2025年12月1日

事業者殿

公益社団法人

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部

支部長 森 淳 美

2025年 藤沢支部 無災害事業場表彰制度のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部では労働災害防止活動の一環として、表記制度を発足させて30年以上の長きにわたり実施しております。

ご高承のとおりこの制度は、従業員100人未満の会員事業場を対象に業種を問わず、3年以上無災害を継続された当該事業場からの申請により表彰するものです。

事業場の安全衛生管理の向上にお役立ていただけることを願い下記のとおりご案内申し上げます。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 対 象 | 従業員数が100人未満の会員事業場 |
| 2. 無災害起算日 | 2023年 1月 1日 |
| 3. 無災害期間 | 2025年12月31日をもって、 <u>3年以上</u> 無災害を継続している事業場 |
| 4. 申 請 方 法 | 別添「無災害表彰申請書」に必要事項を記載し支部宛にFAXまたはEメールにて申請願います。
FAX: 0466-27-7499・Eメール: fujisawa@roaneikyo.or.jp
問い合わせ先TEL: 0466-26-1991 |
| 5. 受 付 期 間 | 2026年1月5日(月)～1月30日(金)まで |
| 6. 表 彰 式 | <u>2026年度 通常支部総会開催日</u> に実施(別途案内致します) |

<藤沢支部 無災害事業場表彰制度>

1. (目的)

この制度は、会員事業場における自主的労働災害防止活動を促進し、その実効を期することを目的とする。

2. (適用範囲)

この制度は、従業員100人未満の会員事業場に適用する。

但し、従業員とはパート、アルバイト等の事業場に属するすべてを含むものとする。

3. (対 象)

この対象は、業務上災害が発生した翌日から起算し、毎年12月31日をもって3年以上無災害を継続したものとする。また、これを1年以上継続した場合は毎年度対象とする。但し、業務上災害とは、死亡・休業・障害補償の対象となる不休災害を含むものとし、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した災害を除くものとする。

4. (申 請)

この申請は、該当事業場が別紙様式により、毎年1月31日まで当支部事務局宛に提出する。

5. (無災害の審査及び表彰)

前項の申請をうけたものに対し、業務上災害の有無について、藤沢労働基準監督署の確認を取った上で、条件を満たした事業場を定時総会において支部長名で表彰状を授与する。

6. (付 則)

この制度は、無災害の起算日を昭和59年1月1日以降とし、昭和62年1月1日から施行する。

第5項の条文について、平成28年1月1日以降修正条文を適用する。

以上